

普遍的指令主義

道徳判断は、類似した状況にあてはまる命令である

江口聡

2023-05-25

この文書をレポートで参照・引用する場合は、文献表では以下のように表記すること。

江口聡 (2023) 「普遍的指令主義
道徳判断は、類似した状況にあてはまる命令である」、講義資料、5月25日版

1 道徳判断は命令の一種

1.1 指令性 (prescriptivity)

「どれがよいか」「なにをすべきか」などの問いの答えは、行為や選択を導くものになる。たとえば、「嘘をつくことは悪い」はそれを聞く人に嘘をつかないように指示している。「学生は勉強すべきだ」という判断は学生に勉強することを勧めている。このような点からすると、道徳判断は**指令**(命令、勧め、指示、禁止、制止、非難 etc.) の一種であると考えるのが妥当である。「嘘をつくことは悪い」は「この花は赤い」と同じような形式をしているが、実は「悪い」という性質を指しているというよりは、それを選ばないことを勧めていると考えた方がわかりやすい。

この考え方でいえば、「べし」や「よい／悪い」などを使った道徳判断はすべて命令を含意する。つまり、道徳判断から命令や指示を導き、読み取ることができる。たとえば、「ここではタバコを吸うべきではない」は「ここではタバコを吸うな!」を、「浮気は悪い」は「浮気するな!」を、「バスで年寄りに席を譲るのはよいことだ」は「バスでは年寄りに席を譲れ!」を含意する。

さて、あるひとが赤い花を見て「この花は白い」と言っていたら「それはまちがっている」「嘘だ」と言うことは筋が通っている。しかし、「タバコを吸うな」という命令に「それは**本当だ**」とか「それは**嘘だ**」と返事をする会話がナンセンスであるように、「よい／悪い」や「べし」を使った判断についても、その判断の**真偽**を言おうとするのはナンセンスなのだ。

「べき」という言葉を用いて表される道徳判断は、単に事実を記述して告げるのとは異なり、ある事実をもたらすようにと指令するはたらきをする。ある状況である人がある行為をする「べき」だと私が判断するとき、私は彼に対してその行為を勧め、その行為をせよと指令している。命令と同じように、価値判断はそれを下すひとの希望、欲求、好み (preference) などの表現だと言える。

道徳判断が命令の一種であるならば、それについて「真偽」を言おうとするのは無駄なことかもしれない。しかし真偽とは別の、妥当性の基準はあるかもしれない。たとえば、指令はそれに同

意しない人にまで実際に行為を遂行させる力を持たないが、人が「君はこの状況ではこれこれのことをしろ」という指令に本気で同意しながら、その状況で実際にその行為をしなければ、その人は言行不一致であり、言葉と行動が矛盾していると言える（ただしこの「矛盾」は論理的な矛盾ではない）。こうした性質が、道德判断の「指令性」prescriptivityと言われる性質である。

1.2 普遍化可能性

それでは道德判断は、単なる気紛れな命令と同じようなものなのだろうか？ それでは私たちが「べし」や「よい／悪い」という道徳的な言葉を使っている意味がわからなくなる。道德判断には普遍化可能性という重要な特徴があると言われている。「普遍的」とは「すべて」「ぜんぶ」という意味であり、「普遍化可能」は「個別のものについて語っているように見えても、「すべて」「ぜんぶ」のものに当てはまるように解釈することができる、という意味である。たとえば、「太郎はタバコを吸うべきではない」という道德判断は、太郎という個人について語っているように見えるが、原理的には、「(太郎と同じような立場の人であれば)みんなタバコを吸うべきではない」のような形に解釈し書き直すことができるはずだ、ということである。

道德判断は、ある特定の個人についてくださったものであっても、その個人だけでなく、その種の複数の個人について適用される普遍的判断を背後にもっている。

- a 「タバコを吸うな」「なんで？」「だめだってったらだめ」「あの子も私と似ててタバコが似合わへんけど、あの人は吸ってもいいの？」「いいよ。君だけは吸ったらいかん」「どうして？」「俺の好みだから」
→ とりあえず、命令は気まぐれなもので反感を感じたりするだろうが、意味や意図は通じる。
- b ×「道徳的に考えて、お前はこの部屋でタバコを吸うべきではない」「なぜですか？」「赤ちゃんがいるからだ」「では、この部屋だけでなく、赤ん坊がいるすべての部屋ですべてのひとがタバコを吸うべきではないのだね？」「いや、そういうわけではない」「？」
→ こちらはそもそもその意味や意図が通じない。「べし」を使った文章は単なる命令ではない。「べし」を使った判断は普遍化(universalize)できねばならない。そしてそれは道徳的な理由や原則とかかわっている。
- c 「このイチゴはよい」「なぜ？」「大きくて甘いから」「これも同じように大きくて甘いイチゴだけどこれもいいのだね？」「いや、違う」→意味が通じない
→「よい」を使った判断も普遍化できねばならない。

一見、特定のものやひとについての判断のように見えても、同じようなものすべてに当てはまるようなものでなければならない。そうでないと意味が通じない、会話が成立しない、ということがポイントである。

実は同じものについては同じ判断を下さなければならない。これは「合理性」の最低限の条件の一つでもある。他の条件が同じならば、同じような機能や性能の自動車は同じように優れた車、あるいは劣った車として評価されなければおかしいし、同じような絵画作品（たとえばポスター）は

同じように評価されるはずだ。

「よい」や「べし」を使った価値判断は、理由や原則に基づいている。価値判断をするひとは、なんらかの原則にしたがっている、あるいはそれを作り上げている。「あらゆる決定は、まったく恣意的なものを除けば、ある程度原則の決定である」道徳判断を下すということは、新しい普遍的な原則を自分で決定するということである。ただし、その理由や原則が複数の人の間で同じであるとは限らない。

ここから意見の対立が生じる理由も理解できる。ある道徳的な問題について判断が異なる場合、対立している両者は、事実について意見がくいちがっている場合もあるだろうが、事実についての認識はまったく同じでも、重視する理由や原則が異なっているかもしれない。実際、根本的な原理・原則が食い違うことが、道徳的な問題について世の中で意見が対立する理由なのだ。

2 普遍的指令説から何が言えるか？

道徳判断を含む価値判断は普遍化可能でなければならないことを確認した。ここから、ほとんどの人が認める道徳判断の重大な原則が見いだせる。

「君はAをするべきである」と判断するひとは、「君と同じような状況のすべてのひとはAをするべきである」ということを認めなければおかしい。さらには、「君と同じような状況におかれたら私もAをするべきである」を認められなければならない。ここから、「君がしてほしくないことを他の人にするな」や「君がしてほしいことを他のひとにしろ」といった原則（これは特に道徳の「**黄金律**」The Golden Rule と呼ばれる）。

たとえば、太郎は次郎にお金を貸しているが、三郎からお金を借りている。次郎がお金を返さないで、太郎は次郎を牢獄に入れてもいいだろうか？

(5-a) 「私は借金を理由に次郎を投獄するべきである」(私は次郎を投獄しろ) → (普遍化) →

(5-b) 「誰でも借金を理由に金を貸している相手を投獄するべきである」 →

(5-c) 「三郎は私を借金を理由に投獄するべきである」(三郎は私を投獄しろ)

私が (5-c) を認めることができない（自分は投獄されたくない）なら、(5-b) も認めることができないので、(5-a) を普遍化することはできない。したがって、「私は借金を理由に次郎を投獄するべきだ」とは言えないことになる。

ここから、道徳判断を下す場合は、最低限、自分がそのどの立場におかれたとしてもそれを認める覚悟が必要だということがいえる。つまり、「べし」や「よい」の言葉の意味の研究から、「あなたのしてほしいように他人にしろ」という聖書の黄金律型の道徳が、基本的な (最低限の) 道徳的思考の枠組として要求される。

3 サルトルの実存的「選択」

サルトル『実存主義とは何か』フランスがナチスに占領されている頃、サルトルのところに学生が相談にやってきた。学生は、自由フランスに加わってナチスと戦うか、母親の元にとどまって彼女の面倒を見るかという二者択一に悩んでいた。サルトルはこの事例を示して、そういう状況は一回限りの特別な状況なのだから、普遍的な原則などなんの役にも立たず、我々はそういう状況では一回限りの「決断」を行なわねばならないと論じた。「それを先験的^{アプリオリ}に決定できる〈原則はない〉、記載されたどんな道徳^{モラル}もそれを教えることはできない。」

私はただ一つしかなすべき返答をもたなかった。「君は自由だ。選びたまえ。つまり創りたまえ」と。いかなる一般道徳も、何をなすべきかを指示することはできない。この世界に指標はないのである。カトリック信者は、「いや指標はある」と答えるだろう。しかしそれを認めるにしても、その指標がもつ意味を選ぶのはいずれにしても私自身なのである。(Sartre, 1946)

3.1 サルトルの問題に対するヘアの分析

たしかに、「道徳的問題」が生じていると思われる状況では、一般的な原則は役に立たない。たとえば「この状況で嘘をつくべきかどうか」と迷っている場合には、そもそも「嘘をつくべきではない」という一般的な原則が現に疑われているのだから、この原則を持ち出しても解決にならない。

問題は、単に「決断」することではなく、新しいより詳細な原則を作り上げること。たしかにサルトルのところに相談に来た学生は、そういう特定の複雑な状況におかれた唯一の人間だろうが、それでも、彼自身が受け入れることのできる新しい原則を決定する必要がある。たしかにその特定の状況は一度限りしか起こらないが、ふたたび同じことが起こったら、やはり同じことがなされるべきであると言えるような原則を決定する必要がある。

サルトル自身が、そのような意味で「原則を決定」することの重要性を認めていることは、サルトル自身の文章にもあらわれている。「私をアンガジェすると同時に人類全体をもアンガジェするような選択の責任を私が負う」「この意味でわれわれは、人間の普遍性が存在するということができる。しかしこの普遍性は与えられたものではなく、不断に築かれるものである。」「かれは自分で自分の掟を創りあげねばならなかったのである。」など。

ただしここで選択される原則は、非常に詳しい条件が付いたものであってもかまわない。実際、我々大人が通常抱いている道徳的信念も、「嘘をつくべきではない」のような単純なものではなく、「これこれこういう例外以外は嘘はつくべきではない」という形のものである。普通はあまりに長すぎて文の形で表現することすらできない。単なる「嘘をつくな」から複雑な原則を持つようになるのが道徳的な成長。

4 よくある質問・誤解

結局、良い悪いは本人の主観ってことですか？

一般に、情動主義や指令主義は強力な立場であるとみなされています。まあ、われわれの主観を離れて「客観的な善」とか「客観的な正しさ」とかいう性質があるとはなかなか信じにくいですからね。

しかし、「道德判断は客観的な事実を記述しているのである」「道德的性質は実在する」と考える立場にも根強い信奉者がいます。「認知主義」や「道德的实在論」と呼ばれて現在さかんに議論されてしまう。大まかな見通しは、最近出版された赤林 (2007) で得ることができるでしょう。

「なんとか主義」ってのが多くてわかりにくいんですが

やっぱり倫理学に答はないんですね？

それはまだわかりません。

スティーブンソンが言うように、学問的な方法だけでは倫理的な問題を解決することはできないかもしれませんが、道德の客観性を重んじる人びとはなんらかの客観的な方法によって道德的知識にたどりつけると考えています。

ポイントは、道德的な問題について簡単な解決法はないかもしれないが、道德に関する学説の正しさや妥当性はそれとは別の基準によって判断することができるかもしれないというところにあります。少なくとも、「ダメな考え方」は正当に排除することができるかもしれません。

まあ倫理学に「答え」があるかないかっていうこと自体が倫理学の中心的问题なわけですね。ここを理解するのが倫理学を理解することの最重要ポイントです。

5 読書案内

ここらへんの議論は意外に詳しい解説がない。やっぱりとにかく翻訳のある Blackburn (2001) Rachels (1986) から始めるしかない。伊勢田 (2008) もぜひ読みたい。エアの Ayer (1936) は翻訳があるが、(Stevenson, 1944) の一部が (Sellars and Hospers, 1952) に収録されている。まだ未入手だが、翻訳もあるらしい。概説としては最近出版された赤林 (2007) がわりと詳しい。ヘアはいまでも読める。Hare (1952)、Hare (1963)、Hare (1981)、内井 (1988) である程度詳細に解説されているが、入手が難しいかもしれない。山内 (1991) もある。

6 同性愛に対する意見の例で考えてみる

1. 「同性愛は不正である」と主張する人に対しては、常に**なぜ同性愛は不正なのか**と「理由」をたずねることができるはず。
2. もし「同性愛は不自然であるから」が理由だとすれば、「不自然さ」について理性的な議論が可能。
3. (1) 「不自然」という観念は曖昧である。
4. (2) 単に統計的に少ないという意味で「不自然」なのだとすれば、左利きも不自然であることになる。これは同性愛が不正であることの理由にはならない。
5. (3) 「性交は子孫をもうけるためのものだから」と主張するならば、同様にオーラルセックスや更年期を過ぎた女性のセックスも不正であることになる。また、人体をそういった「本来の目的」にしたがって使わねばならない理由はないように見える。たとえば指でコンピュータのキーボードを叩くのは指の「本来の目的」にかなっているだろうか。
6. (4) 最後に「不自然」が「ひとのあるべき姿に反する」という意味だとすれば、なぜその「ひとのあるべき姿」を採用しそれに従うべきかを問うことができる。
7. このように道徳的意見については理性による吟味が可能。

参考文献

- Ayer, A. J. (1936) *Language, Truth and Logic*, Gollancz, 2nd edition, 1946. (A.J. エイヤー『言語・真理・論理』, 吉田夏彦訳, 岩波書店, 1955) .
- Blackburn, Simon (2001) *Being Good: A Short Introduction to Ethics*, Oxford University Press, (サイモン・ブラックバーン, 『ビーイング・グッド：倫理学入門』, 坂本知宏・村上毅訳, 晃洋書房, 2003) .
- Hare, R. M. (1952) *The Language of Morals*, Oxford University Press, (R. M. ヘア, 『道徳の言語』, 小泉仰・大久保正健訳, 勁草書房, 1982) .
- (1963) *Freedom and Reason*, Oxford University Press, (R. M. ヘア, 『自由と理性』, 山内友三郎訳, 理想社, 1982) .
- (1981) *Moral Thinking*, Oxford University Press, (R. M. ヘア, 『道徳的に考えること：レベル・方法・要点』, 内井惣七・山内友三郎監訳, 勁草書房, 1994) .
- Rachels, James (1986) *The Elements of Moral Philosophy*, McGraw-Hill, 3rd edition, (ジェームズ・レイチェルズ, 『現実をみつめる道徳哲学：安楽死からフェミニズムまで』, 古牧徳生・次田憲和訳, 晃洋書房, 2003) .
- Sartre, Jean-Paul (1946) *L'existentialisme Est Un Humanisme*, Editions Nagel, (サルトル『実存主義とは何か：実存主義はヒューマニズムである』, 伊吹武彦訳, 人文書院, 1955) .

- Sellars, Wilfrid and John Hospers eds. (1952) *Readings in Ethical Theory*, Appleton Century Crofts,
(W. セラーズ・J. ホスパーズ, 『現代英米の倫理学』, 現代倫理研究会訳, 1959) .
- Stevenson, Charles L. (1944) *Ethics and Language*, Yale University Press, (C. L. スティーヴンソン, 『倫理と言語』, 島田四郎訳, 内田老鶴圃, 1976) .
- 赤林朗 (編) (2007) 『入門・医療倫理 I』, 勁草書房.
- 伊勢田哲治 (2008) 『動物からの倫理学入門』, 名古屋大学出版会.
- 内井惣七 (1988) 『自由の法則 利害の論理』, ミネルヴァ書房.
- 山内友三郎 (1991) 『相手の立場に立つ: ヘアの道德哲学』, 勁草書房.